

○消費者庁告示第八号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表第一（第一条関係）			別表第一（第一条関係）		
略	雑貨工業品	品質に関し表示すべき事項	同上	雑貨工業品	品質に関し表示すべき事項
	浄水器（飲用に供する水を得るためのものであつて、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。以下同じ。）	「二」三 略 四 使用可能な最小動水圧 「五・六 略」 七 ろ過水容量（回分式浄水器のうち、ろ過水を貯留するものに限る。） 八・九 略		同上	「二」三 同上 四 使用可能な最小動水圧（供給された水を貯留して使用するものを除く。） 「五・六 同上」 「加える。」 七・八 略
別表第二（第二条関係）			別表第二（第二条関係）		
「一」五 略			「一」五 同上		
六 浄水器			六 浄水器		
「（一）」（三） 略			「（一）」（三） 同上		
（四） 使用可能な最小動水圧の表示に際しては、次のイからハまでに掲げるところによることとし、その動水圧をメガパスカル又はキロパスカル単位で表示すること。この場合における誤差の許容範囲は、表示した最小動水圧に対してプラス十パーセント以内とすること。			（四） 使用可能な最小動水圧の表示に際しては、次のイ及びロに掲げるところによることとし、その動水圧をメガパスカル単位又はキロパスカル単位で表示すること（供給された水を貯留して使用するものを除く）。この場合における誤差の許容範囲は、表示した最小動水圧に対してプラス十パーセント以内とすること。		
「イ・ロ 略」			「イ・ロ 同上」		

ハ イ及びロの規定にかかわらず、ポンプを持つものについては、日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・七に定める最低作動水圧試験の測定方法によること。この場合において、連続式のものにあつては、使用可能な最小動水圧は、毎分〇・五リットル以上の流量が確保できる動水圧とすること。

（五） 浄水能力の表示に際しては、次のイからハまでに掲げるところによること。この場合において、除去可能な対象物質（以下「除去対象物質」という。）に対する除去性能及び過能力の試験方法は日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）又は同規格の附属書 A に規定されている試験方法によること。

イ 浄水能力は、除去対象物質の種類を示す用語ごとに表示することとし、その用語の次に括弧書きでその総ろ過水量、除去率八十八パーセントである旨及び日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）又は同規格の附属書 A に基づき測定した試験結果である旨を付記すること。この場合において、総ろ過水量はリットル単位で表示することとし、その場合の誤差の許容範囲は、表示したろ過能力に対してマイナス十パーセント以内とすること。

ロ 除去対象物質の種類については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる除去対象物質の種類を示す用語のうち該当するものを用いて表示すること。

除去対象物質の区分		除去対象物質の種類を示す用語	
[略]	揮発性有機化合物	クロロホルム	[略]
		ブロモジクロロメタン	
		ジブロモクロロメタン	
		ブロモホルム	
		テトラクロロエチレン	
		トリクロロエチレン	
[略]		「削る」	
		総トリハロメタン	

備考

1 総トリハロメタンの用語を用いる場合については、日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・四・四・一に規定する成分内容とすること。

2 [略]

ハ 総ろ過水量については、日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）六・五の規定に係るろ過能力試験において当該除去物質の除去率が八十八パーセントに低下す

「加える。」

（五） 浄水能力の表示に際しては、次のイからハに掲げるところによること。この場合において、除去対象物質に対する除去性能及びろ過能力の試験方法が日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）に規定されているものについては、当該試験方法によること。

イ 浄水能力は、除去対象物質の名称を示す用語ごとに表示することとし、その用語の次に括弧書きでその総ろ過水量、除去率八十八パーセントである旨及び日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）に基づき測定した試験結果である旨を付記すること。この場合において、総ろ過水量はリットル単位で表示することとし、その場合の誤差の許容範囲は、表示したろ過能力に対してマイナス十パーセント以内とすること。

ロ 除去対象物質の名称については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる除去対象物質の種類を示す用語に該当するものときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。

除去対象物質の区分		除去対象物質の種類を示す用語	
[同上]	揮発性有機化合物	クロロホルム	[同上]
		ブロモジクロロメタン	
		ジブロモクロロメタン	
		ブロモホルム	
		テトラクロロエチレン	
		トリクロロエチレン	
[同上]		一・一・一トリクロロエタン	
		総トリハロメタン	

備考

1 総トリハロメタンの用語を用いる場合については、日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）の六・四・三に規定する成分内容とすること。

2 [同上]

ハ 総ろ過水量については、日本産業規格 S 三二〇一（家庭用浄水器試験方法）六・五の規定に係るろ過能力試験において当該除去物質の除去率が八十八パーセントに低下す

備考	表中の「」の記載は注記である。	
	附則	
1	(適用期日) この告示は、令和二年十月一日から適用する。	
2	(経過措置) 令和三年九月三十日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。	

(六) [略]	るまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、濁りについては、(三)の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。
(七) [略]	るまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、(三)の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。
(八) (十二) [略]	るまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、(三)の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。

(六) [加える。]	るまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、(三)の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。
(七) (十) [同上]	るまでの総ろ過水量を表示すること。ただし、連続式のものに係る濁りについては、(三)の規定による当該ろ過流量が五十パーセントに低下するまでと除去率が八十パーセントに低下するまでのいずれか早い方までの総ろ過水量とすること。